

## 第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第200条 旅客は、第201条又は第202条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。但し、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第1号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用のおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第201条第3項に規定する犬並びに第202条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 前項但し書き第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項但し書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第179条第1項第1号イ、ロ、ハ及び同条第2項のいずれか並びに第187条第1項第1号の取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(危険品の適用除外の物品)

第 200 条の 2 危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(無料手回り品)

第 201 条 旅客は、第 202 条に規定する以外の携帯できる物品であって列車等の状況により、運輸上支障を生じるおそれがないと認められたときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。但し、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては次の各号の 1 に該当する場合に限り無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋等に収納したもの

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の 1 に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。但し、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。但し、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第 1 項に規定する個数制限に係わらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び普通手回り品料金)

第 202 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込み区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの

2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに 1 個について 290 円とする。

(注 1) 連絡運輸の場合においても、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）を車内に持ち込ませるときは、本条第 1 項第 1 号及び第 2 号による。

(注 2) 連絡運輸の場合の手回り品持込料は、各運輸機関を通じ、旅客 1 回の乗車（途中下車をしない乗継ぎの乗車を含む。）ごとに 1 個について 290 円とする。

(定期手回り品切符の発売及び定期手回り品料金)

第 203 条 社の認めた行商人組合に所属する組合員等が、通勤定期乗車券を使用して常時、区間・経路を同じくして旅行し、かつ、第 201 条第 1 項に規定する制限を越える物品を車内に持ち込む場合で、別に定める定期手回り品切符購入申込書を提出したときは、持込物品の範囲・持込区間・持込列車その他持込みに関する必要事項を定めて、定期手回り品切符を発売する。

2 定期手回り品切符は、持込区間の乗車に必要な通勤定期乗車券を同時に購入する場合又は呈示した場合に発売する。

3 定期手回り品切符は、当月内に有効となるものを有効期間の開始月の初日の 7 日前から発売することができる。

4 定期手回り品料金は、次のとおりとする。

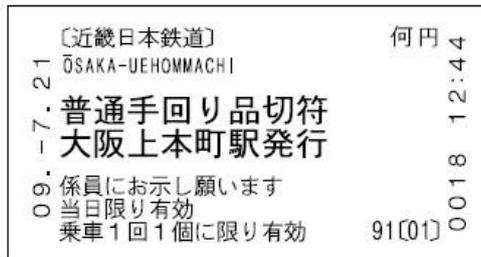
1 か月（暦月） 3,400 円

(普通手回り品切符)

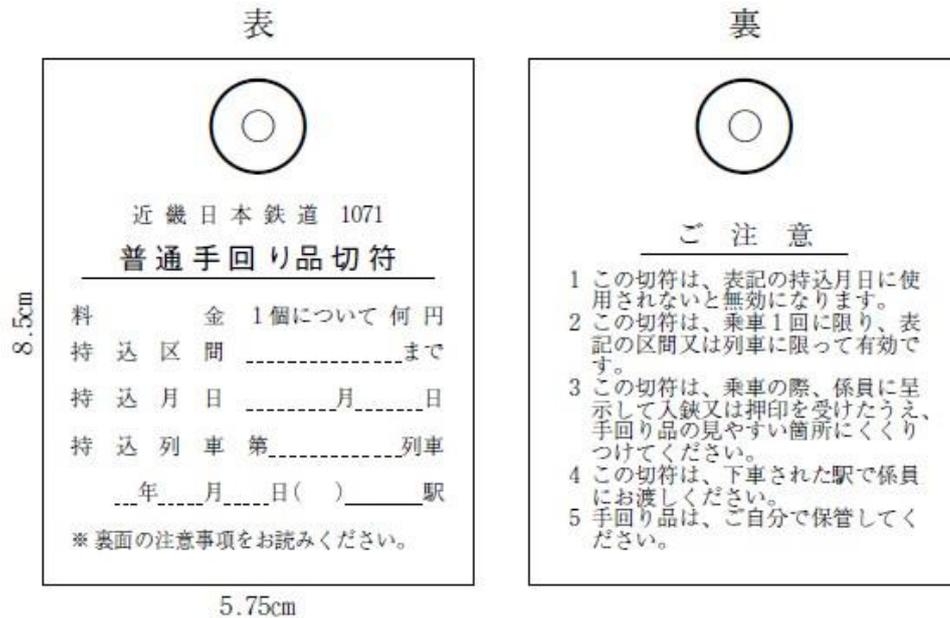
第 204 条 第 202 条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代る証票を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

(1) 乗車券類印刷発行機用



(2) 常備式



- 備考 1. 赤色刷りとする。
2. 番号は1,000 から1,999 までとする。
3. 紙質は上質紙90キログラムとする。
4. 上部の両面に、はと目紙を付ける。

(普通手回り品切符の使用条件)

第 205 条 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。但し、途中下車をしたときは、その前途に対してその効力を失う。

2 普通手回り品切符又はこれに代る証票は、次の各号により係員の検査を受けるとともに、途中下車又は下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(1) 前条第 2 項の規定による普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示してその下部に入鋏又は押印を受けた後、当該有料手回り品にくくり付けておき、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。

(2) 普通手回り品切符に代る証票は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときはいつでもこれを呈示する。

(定期手回り品切符)

第 206 条 第 203 条の規定により定期手回り品料金を支払う旅客に対しては、定期手回り品切符を交付する。

2 定期手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

表	裏
<p>(近畿日本鉄道) <b>定期手回り品切符</b></p> <p>-----年 -----月に限り有効</p> <p>-----円-----殿-----才</p> <p>-----年-----月-----日-----駅発行</p> <p style="text-align: right;">No 10001</p>	<p><b>ご 注 意</b></p> <p>(1) 記名人が、通勤定期乗車券を所持し、所定の持込条件に従って使用する場合に限り有効です。</p> <p>(2) 次のような場合は無効として回収し、所定の料金をいただきます。</p> <p>イ 券面表示事項をぬり消しその他改変して使用されたとき</p> <p>ロ 持込条件に違反して使用されたとき</p> <p>ハ 記名人以外のものが使用されたとき</p> <p>ニ その他不正の手段として使用されたとき</p> <p>(3) 有効期間が切れたり、不用になったりしたときは、直ちにお返しく下さい。</p>

備考 1. 表面に紫青色で第 115 条の字模様を印刷する。

2. 紙質は上質紙 70 キログラム以上とする。

3. 番号は 1 から 10,000 までとする。

(定期手回り品切符の使用条件)

第 207 条 定期手回り品切符は、通勤定期乗車券を使用し、当該切符購入の際定められた持込みに関する条件に従って当該手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。

2 定期手回り品切符の有効期間は、1 か月とし、暦月制とする。

3 定期手回り品切符を所持する旅客は、手回り品を持ち込む際及び下車する際に、当該切符を係員に呈示して改札を受けるほか、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

4 第 93 条、第 102 条及び第 105 条の規定は、定期手回り品切符の場合に準用する。

(参考) 券面表示事項等が不明又は不備の乗車券類	規則第 93 条
改氏名の場合の定期乗車券の書替え	同 第 102 条
定期乗車券が無効となる場合	同 第 105 条

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 208 条 旅客が、第 200 条第 1 項但し書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 201 条の規定による持込制限を越える物品を社の承諾を受けないで車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により料金及び増料金を収受する。

(1) 第 200 条第 1 項但し書き第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき

第 202 条第 2 項の規定による普通手回り品料金及びその 10 倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次によって計算した料金を併せて収受する。

イ. 別表第 1 号に定める火薬類	1 キログラムにつき	1,000 円
ロ. その他の危険品	同	300 円

(2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき  
第 202 条第 2 項の規定による普通手回り品料金及びその 2 倍に相当する増料金を収受する。

2 着駅において、旅客が第 200 条第 1 項但し書きの規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 201 条の規定による持込制限を越える物品を社の承諾を受けずに車内に持ちこんだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第 209 条 旅客が第 200 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第 210 条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等的手段により、物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について、第 208 条第 1 項第 1 号の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第 211 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負う。

## 第 10 章 携帯品の一時預り及び物品の無賃運送を図った場合の処置

### 第 1 節 携帯品の一時預り

(一時預りの取扱駅・取扱範囲及び取扱時間)

第 212 条 旅客の携帯品は、駅（別に定める駅を除く。）において、一時預りの取扱いをする。但し、次の各号の 1 に該当する物品については、一時預りの取扱いをしない。

- (1) 1 個の長さが 2 メートル（運動用具・つり道具及び天幕生活用品を除く。）を超えるもの
- (2) 1 個の三辺の和が 2 メートルを超えるもの
- (3) 1 個の重量が 30 キログラムを超えるもの
- (4) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (5) 臭気を発するもの又は不潔なもの
- (6) 腐敗又は変質しやすいもの

(7) 荷造りが不完全なもの

(8) 危険品

(9) 貴重品

(10) 易損品

(11) 動物

(12) 死体

(13) 車両類

2 一時預りの取扱時間は、当該駅に掲示する。

(種類及び性質の申出)

第 213 条 旅客は、携帯品預入れの際に、その種類及び性質を申出るものとする。

2 容器・荷造り等から携帯品の内容が判明せず、かつ、旅客の申出に疑いがあるときは、旅客においてその内容を明らかにした場合に限って、一時預りの取扱いをする。

(1口の範囲)

第 214 条 一時預り品は、1個を1口とする。

(一時預り料)

第 215 条 携帯品について一時預りの取扱いをする場合は、次の一時預り料を收受する。但し、預入れの日から6日目以後は、その2倍とする。

1 個 1 日 1 回について 430 円

2 前項の規定による料金は、携帯品預入れの際に、預入れ当日1日分の相当額を收受し、預け日数が2日以上のは、その残額を一時預り品引渡しの際に收受する。

(一時預り切符)

第 216 条 携帯品の一時預りを受付けるときは、一時預り切符を交付する。

2 一時預り切符の様式は、次のとおりとする。

表		裏	
 近畿日本鉄道 <b>乙 一時預り切符</b>			
(現券) <b>3152</b>			
料 金 <small>(1日1回につき)</small>	預り日付印		
自駅車以外 の物品	何円	( )	
翌日以降の 預り	引換日付印		
	円	( )	
_____ 駅			
近畿日本鉄道 <b>甲 一時預り切符</b>			
(預り主) <b>3152</b>			
料 金 <small>(1日1回につき)</small>	預り日付印		
自駅車以外 の物品	何円	( )	
翌日以降の 預り	引換日付印		
	円	( )	
_____ 駅			
預け主住所氏名 _____			
殿			
<b>ご 注 意</b> 1. 預り品受付の際に、当日分の預り料をいただきます。翌日以後お引取りの場合は、荷物をお渡しの際にさらに預り料を申し受けます。 なお、預り料は、裏面に記載の通りですが6日目からは倍額となっております。 2. 預り期間は、15日以内ですが、15日過ぎてもお引取りのないときは、成案により処理することになっています。 3. 預り品は、この切符と引換にお渡しいたします。			

- 備考 (1) 甲及び乙の2片制とし、甲片を預け主に交付する。
- (2) 甲片の上部左方並びに乙片上部中央及び左方に直径4ミリメートルの穴をあける。
- (3) 番号は、1号から10,000号までとする。
- (4) 青色刷りとする。
- (5) 甲及び乙の両片にわたって、番号(1号以上のゴシック活字・第3号により記号をつけたときは記号とも)を赤色で表示する。
- (6) 紙質は上質紙64g/m<sup>2</sup>とする。

(一時預り期間)

第217条 預け主は、預入れの日から15日以内に、一時預り品を引き取らなければならない。

2 前項に規定する期間内に一時預り品を引き取らない場合は、事故荷物として、預け駅又は会社が指定した駅において保管する。(一時預り品の引渡し)

第218条 一時預り品は、一時預り切符と引換えに引渡す。

- 2 一時預り切符の紛失その他の事由により、これを提出できない場合、預け主は次の書式による在中品明細書を提出するものとし、会社において正当権利者であると認めるときは、受領印によって引渡しをする。

在 中 品 明 細 書				年 月 日
近畿日本鉄道株式会社御中				
住所				
氏名				⑩
預入月日				
預 け 駅				
切符番号				
作成理由				
荷 造				
個 数				
在 中 品	品 名	数 量		
上記のとおり相違ありません。				

(備考) 切符番号の記憶がない場合は、不明と記入する。

- 3 前項の規定によるほか、正当権利者であると認めることが困難な場合は、会社の定めるところにより、資力信用が十分であると認める者を保証人とする次の書式の保証書の提出を受けて引渡しをする。

保 証 人				
				取 入 印 紙
年 月 日				
近畿日本鉄道株式会社御中				
預け主				
住 所				
氏 名				
①				
保証人				
住 所				
氏 名				
②				
<p style="text-align: center;">下記の一時預り品に対する引取りについて、一時預り切符甲片のため、この保証書を提出して一時預り品を受領しました。ついては、この一時預り品の受領について一時預り切符甲片を提出しないことによって生ずる一切の損害は、連帯してその責に任じ、近畿日本鉄道株式会社に対して迷惑をかけません。</p>				
一時預り切符発行日付	番 号	発 行 駅	品 名	数 量

(備考) 適宜内容を補正するものとする。

(一時預り品に事故が発生した場合の処理)

第 219 条 次の各号の一に該当する一時預り品は、預け主に対し、時間を定めて指示を求め、公売に付することがある。

- (1) 腐敗、変質等日時の経過により著しく価格を減ずるおそれのあるもの
- (2) 保管のため、過分の費用を要するもの

2 前項の場合において、期間内に預け主の指示がないとき、又は一時預り品の性質上、預け主の指示を待ついとまのないときは、一時預り品に対し公売その他の処分をすることがある。

- 3 公売代金は、一時預り品の保管、処分等に要した費用を控除した後、残額がある場合は預け主に返還し、不足額がある場合は、預け主から収受する。
- 4 一時預り品の一部又は全部が裁判官の発行した押収に関する令状、国税徴収法その他の法令に基づいて司法警察職員又は収税職員等に押収又は差押さえされた場合は、押収又は差押さえされた駅において、一時預り品を預け主に全部を引渡したものとして処理する。この場合、一時預り品の改装等に要した費用は、預け主の負担とする。

## 第2節 物品の無賃運送を凶った場合の処理

第220条 削除

第221条 削除

(物品の無賃運送を凶った場合の処置)

第222条 旅客又は公衆が、その携帯品を遺失物のように装って物品の無賃運送を凶った場合は、当該物品の運送区間について、第208条第1項第1号の規定を準用する。